

事 故 の 概 要

1 発生年月

平成21年5月

2 発生場所

山口県岩国市内の下水道工事現場

3 事故の概要

推進工法による公共下水道管きょ工事の下水管（直径25cm）敷設作業において、労働者2名（以下「作業員A、B」とする。）が、すでに挿入していた下水管の位置がずれていたため、元押ジャッキを用いて下水管を引く抜く作業を行っていた。

下水管を引き寄せていたところ、地下水の逆流を防止するために設けたゴムパッキンと下水管のすき間から地下水があふれ出てきたため、立坑内への地下水の流入を止めようと作業をしていた時、作業員Aが急に意識を失って倒れた。このため、作業員Bは立坑外にいた労働者（以下「作業員C」とする。）に異常を知らせて、止めていた送風機の稼働を指示するとともに、梯子を登って立坑外に出ようとした時、作業員Bも意識を失い立坑内に墜落した。

異常を知った作業員Cが立坑内に入り、作業員A、Bを立坑外に出し救助したものの、救助活動終了後に意識を失ったもの。

なお、下水管を引く抜く作業中に送風機は稼働させておらず、救出作業に従事した作業員Cは、空気呼吸器等を装着していなかった。

災害発生現場図は、別図のとおり。

4 災害発生原因

- (1) 硫化水素を含んだ地下水が立坑内に流入、硫化水素ガスが発生、暴露したこと。
- (2) 酸素欠乏危険場所である立坑内の内部に立ち入る作業にもかかわらず、当該作業を行っている間、換気装置を用いて換気していなかったこと。
- (3) 作業員に対する酸素欠乏症及び硫化水素中毒の防止に関する特別教育を実施していなかったこと。
- (4) 酸素欠乏症及び硫化水素中毒の防止に係る作業主任者を選任していなかったこと。
- (5) 酸素欠乏症等にかかった作業員を救出する場合に、その救出者に空気呼吸器を使用させていなかったこと。
- (6) 作業現場が酸素欠乏等危険場所であることの情懷を作業員に伝達していなかったこと。